

公益財団法人 濃飛会 定款

平成 24 年 4 月 1 日登記

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人濃飛会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、一般有為の子弟のうち、学術優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により修学困難な者に対し奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学生寮の設置及び維持経営
 - (2) 在寮生の補導
 - (3) その他、目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行う。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、次の通りとする。基本財産とその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次にかかげるものをもって構成する。
 - (1) 別表第1に掲げる財産
 - (2) 理事会及び評議員会で基本財産とすることを決議した財産
 - (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 管理、運用の方法については、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第 8 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 この法人の業務上、やむを得ない事由により一部の基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の議決を経たうえで、評議員会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画書、収支計算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、次の各号の書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項に記載の書類（財産目録等）については法令に従い毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをする時は、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。また基本財産の一部処分を伴う場合は評議員会において第8条2項の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるもののほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 この法人には、7人以上11人以内の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行なう。

- 2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること
 - イ その評議員及び配偶者または3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計が評議員の総数の3分の1を越えないものであること
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人

の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方団体の議会の議員を除く)

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は許可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 この評議員のうちには、理事のいずれか1名と親族その他特別の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計が評議員総数(現在数)の3分の1を超えることがあつてはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は理事、監事又は職員を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があつた時は、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は辞任又は任期満了後においても、第16条に定める定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第19条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

- 第20条 評議員会は、全ての評議員で構成する。

(権限)

- 第21条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業報告及び決算の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第22条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催することができる。

(招集)

- 第23条 評議員会は、法令に別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集する。

(招集通知)

- 第24条 理事長は、評議員会の開催の5日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって（電磁的方法により）招集通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員会全員の同意ある時は、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第25条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数が多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事ができる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は法令の定める処によりその提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員)

第29条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内
- (2) 監事 2人又は3人

- 2 理事のうち1名を理事長、4名を常務理事とする。
- 3 前条の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれないこと。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある（者として法令に定める）理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事はこの法人の理事（その親族その他特別の関係にある者含む）及び評議員（親族その他特別の関係にある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記し、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成して、この法人の業務の執行を議決する。
- 5 理事長、常務理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、この法人の職務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要ある時は理事会又は評議員会の招集を請求すること。
- (5) その他法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の後任者として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める員数が欠けた場合には辞任又は任期満了により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えられないとき

(報酬等)

第35条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事が職員を兼務する場合は、職員業務の報酬として管理規程に定める給与を支給する。

- 2 理事又は監事にはその職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第36条 この法人に、任意の機関として若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行なう。
- (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること
 - (3) 顧問は理事会において任期を定めた上で選任し理事長から委嘱する
 - (4) 顧問の報酬は支給しない
 - (5) その職務を行なうために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(招集)

第39条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が事故あるとき又は欠けたときは、各理事が招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定に拘らず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たす時は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前条の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定はこの定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとする時はその事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取消等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く）には評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は電子公告により行なう。

- 2 事故その他已む得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、規則の制定、変更及び廃止に関する事項等この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なった時は第15条の規定に拘らず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の理事長は次に掲げる者とする。

河村守康

4. この法人の最初の常務理事は次に掲げる者とする。

大坪安則 中屋 勉 松下啓行 江口 敏

5. この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

神谷一雄 桜井美国 柴田丈夫 大野 馳 近藤直記
 道家 明 井口篤郎 鶴飼幸雄 安藤克己 大野久嘉
 仙田真弘

別表第1 基本財産（公益目的事業をおこなうために不可欠な特定の財産以外のもの）
 （第6条第2項関係）

財 産 種 別	場 所 物 量
土地	1, 994. 24 m ² 東京都八王子市子安町二丁目533番地3
建物	1, 900. 01 m ² 東京都八王子市子安町二丁目533番地3 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建
金融資産	2, 000, 000円